後期高齢者医療制度のお知らせ
『保険料率の見直しについて』

■保険料軽減範囲（均等割２割・５割軽減）が拡大しました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、２年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成２８・２９年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

	平成26・27年度		平成28・29年度
●均　等　割 （被保険者が等しく負担）	（年間）51,472円	→	（年間）49,809円（1,663円減）
●所　得　割 （被保険者の所得に応じて負担）	10.52%	→	10.51%（0.01ポイント減）
●賦課限度額 （１年間の保険料の上限額）	57万円	→	57万円（変更なし）

■均等割２割・５割軽減の範囲が拡大しました

【平成27年度まで】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
５割軽減	33万円＋（26万円×世帯の被保険者数）
２割軽減	33万円＋（47万円×世帯の被保険者数）

【平成28年度より】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
５割軽減	33万円＋（26万5千円×世帯の被保険者数）
２割軽減	33万円＋（48万円×世帯の被保険者数）

■保険料の軽減について

①均等割の軽減【世帯の所得に応じて４段階軽減】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得０円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	９割軽減	4,980円	約200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約300円減
33万円＋（26万5千円×世帯の被保険者数）	５割軽減	24,904円	約800円減
33万円＋（48万円×世帯の被保険者数）	２割軽減	39,847円	約1,300円減

●軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	５割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が９割軽減になります。

■保険料の計算方法

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。また、年度途中で加入した場合は、加入した月からの月割計算となります。

均　等　割【１人当たりの額】49,809円 ＋ **所　得　割**【被保険者本人の所得に応じた額】（平成27年中の所得－33万円）×10.51% ＝ **１年間の保険料**（100円未満切り捨て）【限度額57万円】

平成28年度の保険料額は、７月に個別にお知らせします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062　札幌市中央区南２条西14丁目
国保会館６階
電話　011－290－5601

上ノ国町役場
住民課　戸籍保険グループ